

麻薬の取扱いについて再度ご確認ください！

近年、麻薬及び向精神薬取締法の違反事例が多数見受けられます。
各医療機関・薬局でご確認をお願いします。

【最近の麻薬及び向精神薬取締法違反事例】

- ① 期限切れ麻薬・誤調剤した麻薬・調剤中に汚染した麻薬を届出せず自施設で廃棄してしまった。【法第 29 条違反】

→期限切れ・誤調剤・調剤中に汚染した麻薬を廃棄する際には、あらかじめ保健所へ麻薬廃棄届を提出し、保健所職員立会の下廃棄してください。

- ② 麻薬の外箱を廃棄する際、空き箱と思い込み、中に残っていた麻薬も一緒に廃棄してしまった。【法第 29 条違反】

→帳簿と実際の在庫数に齟齬がないか確認してください。
外箱廃棄の際は、中身が残っていないことを確認してください。



- ③ 診療施設に麻薬施用者が2人以上となったが、麻薬管理者免許を持った者がいなかった。【法第 33 条違反】

→麻薬施用者が2人以上となる診療施設には、麻薬管理者を置く必要があります。
必ず事前に麻薬管理者免許申請を行ってください。



- ④ 麻薬管理者が勤務する診療施設が法人化したが、その際事前に麻薬管理者の免許申請をしていなかった。【法第 33 条違反】

→麻薬管理者の勤務する診療施設が移転する場合又は開設者の変更（法人化など）がある場合は、新規に免許申請が必要となります。変更前に麻薬管理者免許申請を行ってください。

- ⑤ 使用期限切れの麻薬を患者に交付してしまった。

→麻薬在庫数とともに使用期限についても確認を行い、金庫内で取り違えのないように保管してください。また、速やかに廃棄手続きを行ってください。

【麻薬廃棄届について】

次のような麻薬を廃棄しようとする場合は、あらかじめ麻薬廃棄届の提出が必要です。

- 例) ①期限切れ麻薬
②使用見込みのない麻薬
③誤調剤した麻薬
④変質や汚染した麻薬
⑤業務廃止に伴い不要な麻薬

- ① 必ず事前に
保健所へ届出
②保健所職員
立会の下廃棄



【調剤済麻薬廃棄届について】

麻薬処方せんにより調剤された麻薬（麻薬施用者自らが調剤した麻薬を含む）を廃棄する場合には、事前に届け出ることなく廃棄することができます。

廃棄後 30 日以内に調剤済麻薬廃棄届を提出してください。

- 例) ①服用困難、処方変更などにより残った麻薬
②患者や家族等から返却された麻薬
③患者死亡により残った麻薬
④入院の際に患者が持参したが、施用しなかった麻薬



病院・診療所の場合は、麻薬管理者等が、当該診療施設の他の職員の立会いの下に廃棄し、帳簿に記録してください。

薬局の場合は、開設者（開設者が薬剤師の場合）または管理薬剤師が、他の職員の立会いの下に廃棄し、帳簿に記録してください。



麻薬の取扱いについて、各医療機関・薬局のマニュアル等を見直し、定期的に研修を行ってください。

また、愛媛県ホームページに麻薬管理マニュアルを掲載しています。

下記ページをご参照ください。

<https://www.pref.ehime.jp/page/10031.html>



問合せ先 愛媛県中予保健所 企画課 医療対策係

TEL 089-909-8755